○諏訪市の調達する製造の請負並びに物件の買入れ及び賃貸借に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

令和6年10月30日
告示第112号

（競争入札参加資格の種類）

第1　一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに付与するものとする。

(1)　製造の請負

(2)　物件の買入れ及び賃貸借

2　市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する資格の有無にかかわらず競争入札への参加を認めることができる。

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

第2　競争入札参加資格の申請をすることができる者は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。

(1)　競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者であって、競争入札に参加することを停止された期間を経過していないもの

(3)　前号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4)　市税（諏訪市に納税義務のある者に限る。）及び都道府県税並びに消費税及び地方消費税に未納がない者

(5)　営業に関し、許可又は認可を必要とする場合においては、これを得ていない者

(6)　諏訪市暴力団排除条例（平成24年諏訪市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

(7)　労働保険、厚生年金保険又は健康保険に加入していない者（加入義務のない者を除く。）

（競争入札参加資格の審査）

第3　競争入札参加資格の審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1)　競争入札参加資格の申請をする日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度又は前々事業年度のいずれかの決算における売上高

(2)　前号の売上高と同一の事業年度の決算における純資産の額

(3)　申請日までの営業年数

(4)　申請日における事業に従事する従業員の数

(5)　第1号の規定による売上高と同一の事業年度の決算における流動比率

(6)　第1号の規定による売上高と同一の事業年度の決算における製造設備の額（製造の請負の競争入札参加資格の審査を申請する者に限る。）

2　前項に基づく審査の基準等は、別に定める。

附　則

この告示は、令和6年11月1日から施行する。